**2025参議院議員選挙　公開質問への回答一覧**

日本私大教連中央執行委員会は、全政党（自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、れいわ新選組、日本共産党、参政党、日本保守党、社会民主党）に私立大学政策等に関する公開質問状を送付しました。日本共産党、国民民主党、立憲民主党、自由民主党、れいわ新選組、社会民主党から回答が寄せられました（回答到着順）。回答の一覧を公表いたします。

＜注＞

・○×以外の回答（“その他” “○×の回答は困難” など）は「－」との表記で統一しました。

## １．私立大学等経常費補助について

（１）私立大学生の経済的負担軽減、私立大学の教育条件の向上などを目的とする私立学校振興助成法が1975年に制定された際、私立大学等への経常費補助を「できるだけ速やかに２分の１とするよう努める」との附帯決議が採択されています。この附帯決議について貴党は賛成ですか、反対ですか。賛成ならば○、反対ならば×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |

（２）私立大学等経常費補助は、経常費の2分の1補助をめざすという制度創設当初の目標から大きく逸脱し、現状では補助率が8％台という低水準にまで落ち込んでいます。この実態について貴党はどう考えますか。ただちに引き上げる必要があると考える場合は○を、現状のままでもやむを得ないと考える場合は×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |

（３）政府はこの間、学生数や教職員数など定量的な基準に基づき配分することと定められている私立大学経常費補助の「一般補助」に、改革総合支援事業という競争配分を持ち込み、さらに「アウトカム指標」などの評価に基づく配分基準を導入し、それらの割合を高めています。僅かな補助金獲得のために競争をさせたり、学校の規模や教育の特質等の違いに関わりなく「アウトカム指標」を一律に課したりすることは、私立大学の多様で自律的な教育活動を歪めるものです。貴党は、このことについてどう考えますか。学生数や教職員数など定量的な基準に基づく配分に戻すべきと考える場合は○を、現状の競争的配分を維持ないし拡大すべきと考える場合は×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | × | ○ | ○ |

（４）私立大学は、学生数・学校数ともに7割以上を占め、日本の高等教育において主要な設置形態です。しかし、学生一人当たりの公財政支出（運営費交付金・私大経常費補助）は、国立大学（180.5万円）に対し、私立大学（13.2万円）は14分の1でしかありません。法令上、同等の公教育機関であるにもかかわらず、このように不条理な差別があることについて、貴党はどう考えますか。私立と国立に格差があってはならないと考える場合は○を、格差があることはしかたがないと考える場合は×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | － | － | ○ | ○ |

## ２．私立大学の学費負担軽減について

（１）政府は、国際人権規約の「高等教育の漸進的無償化」を批准しています。政府は、家計の経済的事情による教育格差を是正するため、大学で学ぶ意思のあるすべての若者が安心して大学に進学できるようにする義務を負っています。「高等教育の漸進的無償化」に基づき、貴党は、私立大学の学費を引き下げる政策をお持ちですか。お持ちの場合は○を、お持ちでない場合は×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

○を付けた場合は、貴党の、私立大学の学費を引き下げる政策の内容をご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 政党名 | 回答 |
| 共産 | “大学まで無償の国”をめざし、教育費負担を大幅に軽減します教育の無償化は、国際人権規約に明記された基本的な人権であり、世界がめざすべき目標です。家庭の経済力に左右されず教育を受けられる社会こそ、子どもと若者の未来を支え、社会を豊かにします。ところが日本では、国公立大学でも、私立大学でも学費値上げのラッシュが起きています。政府審議会で「国立大学費を150万円に」などの議論さえ行われています。この根底には、教育予算を削り、かわりに国民に多額の教育費を負担させるという、「受益者負担」「自己責任」の自民党政治があります。大学学費の値上げを中止させ、国の予算を投入して授業料半減・入学金ゼロを実現（専門学校含む）し、無償化をめざします。私立大学の無償化をはかるためには、大学生の8割近くを擁する私立大学がはたす公共的役割にふさわしく、私学への国の支援を抜本的に強め、まずは「経常費の2分の1助成」を実現する必要があります。さらに私立大学への「公費負担」原則を確立する必要があります。学生の学ぶ権利を保障する高等教育機関としては、国立と私立に差異はありません。私立大学にも国公立大学と同様に公費を支出する「公費負担」の原則を確立するべきです。 |
| 国民 | 貸与型奨学金の所得制限を撤廃し、奨学金の原則無利子化と返済不要の給付型奨学金を中所得世帯に拡大します。卒業生の奨学金債務も減免します。公的資金や教育国債を活用して奨学金徳政令をめざします。当面は、専修学校や高等専門学校、大学や大学院等の高等教育の授業料を減免するとともに、既貸与者の奨学金については1 人最大150 万円まで免除するとともに、返済額を所得控除の対象とします。さらに、人手不足が深刻な教職員や自衛官等に就業した場合は全額免除します。また、卒業後就職した法人が奨学金貸与者の返済を支援した際、返済支援額を法人税の控除の対象とします。地方出身学生（進学のために単身、もしくは寮等で生活している学生で、いわゆる自宅生に比べて居住費等の負担が重い者）の仕送り負担軽減のため、年間の仕送り額を所得控除の対象とするような「仕送り控除」制度を創設します。地方出身学生の親の二重負担（「学費」＋「仕送り」）軽減は教育環境格差是正にもつながります。 |
| 立憲 | 教育は国が一義的な責任を持つという観点から、国際人権規約A規約第13条の漸進的無償化を実現するために大学の授業料を引き下げます。国公立大学の授業料を無償化し、私立大学生や専門学校生に対しても国公立大学と同額程度の負担軽減を実施します。 |
| 自民 | 私立大学の授業料は、各大学の判断で設定されるべきものですが、学生の皆さんに修学支援新制度を着実に活用していただくことで、実質的な負担の軽減を進めてまいります。 |
| れいわ | まずは経常費補助を速やかに2分の1とし、私立大学の経常費負担を減らした上で、各私立大学の学費引き下げを促すべきです。 |
| 社民 | 社民党は、大学までの高等教育の教育費無償化を実現します。無償化実現までは奨学金を原則給付型として、一定期間の返済後は残債を免除する制度導入をめざします。（参議院選挙2025公約） |

（２）大学等修学支援制度は、対象者の範囲も支援額も、きわめて不十分です。大学等修学支援制度の予算は、毎年、多額の執行残が発生しています。2023年度では政府予算額5308億円に対し、その58％しか執行されず、2221億円もの金額が「不用額」として残りました。少なくとも「不用額」の範囲内であれば、ただちに、対象者の拡大、支援額を拡充することができるはずです。貴党は、「不用額」を残すことのないよう修学支援制度をただちに拡充することに、賛成ですか、反対ですか。賛成ならば○、反対ならば×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ |

## ３．定員割れ私大への制裁措置および私立大学に対する淘汰政策について

（１）政府は、定員割れ私大に対して、収容定員未充足率以上に減額する措置を実施してきました。収容定員未充足率が５割を上回ると減額どころか不交付となります。そもそも定員割れをしていても、大学設置基準を満たし、認証評価を受け、教育・研究が現に行われており、学生に対して十分に責任を果たしています。学生からみても、定員割れしているか否かは無関係であり、補助金が減額・不交付となることは不当です。私大振興をはかるための経常費補助制度が不当な私大淘汰を進めるための手段となっており、私大経常費補助制度の本旨に反しています。この収容定員未充足率以上に減額する制裁措置について、どう考えますか。廃止することに賛成であれば○を、反対であれば×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | × | ○ | ○ |

（２）大学等修学支援制度には機関要件が設けられており、これを満たさない大学に進学した学生は支援対象から排除するという措置をとっています。とりわけ機関要件のうちの「経営要件」は、定員充足率、財政状況を基準にしており、定員割れ私大の淘汰政策を大学等修学支援制度に合理的な根拠もなく持ち込んだものといえます。個々の学生には何の関係もない要件によって支援の有無を決めることは、平等に保障されるべき学ぶ権利を不当に侵害するものです。貴党は、この「経営要件」についてどう考えますか。「経営要件」を廃止することに賛成ならば○、反対ならば×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | × | ○ | ○ |

（３）収容定員充足率が５割以下の学部が1つでもあれば、充足していない定員枠を使って、学部・学科の新設・再編を行おうとしても不可能となっています。これは、定員割れ私大から、設置認可をともなう改革によって状況を打開する手段を奪うものです。また、社会的使命や大学の方針にもとづき、たとえ定員割れであっても、その学部・学科を維持し続けるという判断は珍しいことではなく、そうした私大に制裁を加えることに合理性もありません。貴党は、定員割れ私大に対する、新学部設置等の設置認可申請に制限をかける制裁措置について、どう考えますか。廃止することに賛成であれば○を、反対であれば×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | × | ○ | ○ |

（４）中央教育審議会「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（2025年2月21日）は、「少子化は中間的な規模の大学が1年間で90 校程度減少していくような規模」で進んでいくとして、規模の適正化、つまり大学数を減らすという淘汰促進の政策を打ち出しました。国公立大についての定員削減方策は特になく、淘汰の対象はもっぱら私立大学、定員割れ私大です。答申は、少子化の原因の一つに私大の高学費があることも指摘せず、大学進学率の上昇が必要であるとの認識も示さず、政府に高等教育予算の増額を求めることも棚上げにしました。私たちは、私大の淘汰政策を止め、振興策に立ち戻るよう求めています。貴党は、上記答申に示される私大の淘汰政策について、どう考えますか。私大の淘汰政策を止め、振興策に立ち戻るべきと考える場合は○を、私大の淘汰政策が必要と考える場合は×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | － | － | ○ | ○ |

## ４．大学の自治の保障について

（１）ユネスコ総会が1997年に採択した「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」は、大学の自治について「自治は、学問の自由が機関という形態をとったもの」と定義し、政府（加盟国）は「高等教育機関の自治に対するいかなる筋からの脅威であろうとも高等教育機関を保護するべき義務がある」としています。日本政府もこの勧告に賛同しています。貴党は、この勧告に賛同されますか。賛同される場合は○、賛同しない場合は×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |

（２）2014年の学校教育法改正と同施行通知によって、大学自治の中心となる機関である教授会が「重要事項を審議する」機関から、学長が決定を行うに際し「意見を述べる」にとどまる機関へと変質しました。これを契機に教授会を開催しない大学や開催回数を大幅に減少した大学も増えました。私たちは、教授会は大学における学問の自由と自治にとって不可欠であり、そのことを保障する学校教育法に改正することを求めています。学校教育法を改正し、教育・研究の基盤となる大学自治を回復することに、貴党は賛成ですか、反対ですか。賛成ならば○、反対ならば×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | － | ○ | ○ |

## ５．平和と民主主義に関して

（１）日本学術会議会員６名の任命拒否問題は、日本学術会議が政府の対応に納得していないことからも明らかなように、現在も解決には至っていません。任命拒否の理由を明らかにする行政文書の情報公開を請求したにもかかわらず、政府は「該当文書は存在しない」として不開示決定を行い、説明責任を免れようとしています。しかし、公文書管理法は、政府による重要な判断について文書の作成・保存を義務付けており、「文書が存在しない」という政府の主張は、法の趣旨に反し、極めて不自然かつ不誠実です。貴党は、任命拒否の理由を示す行政文書を全面開示すべきと考えますか。全面開示に賛成ならば○、反対ならば×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |

（２）日本学術会議を特殊法人に変え政府の管理下に置く新たな法律が、6月11日に成立しました。同会議が繰り返し懸念を表明し、法案の修正を求めていましたが、法案は何ら修正されませんでした。2026年10月の発足に向けて新組織の会員の選考や法律に肉づけを与える規則類の制定などのプロセスが今後進行していきますが、新法の下でも学問の自由を保障し、同会議の独立性と自主性を擁護することが不可欠です。貴党は、真のナショナル・アカデミーにふさわしい独立性・自主性を保障する日本学術会議のあり方を再検討すべきと考えますか。再検討すべきと考える場合は○を、考えない場合は×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |

（３）日本の軍事費（防衛費）は、2023年に初めて6兆円を突破し、24年は8兆円台に急増しました。2025年3月には日英伊の共同開発による次期主力戦闘機を開発当事国等以外の他国にも輸出しうるものとしましたが、戦闘機は殺傷兵器そのものであり、多くの国に殺傷兵器を輸出することで日本が戦争に加担することとなる恐れを強めるとともに、大学が軍事研究に巻き込まれていく危険を高めるものです。直近では、トランプ米政権が日本政府に対し、軍事費をGDP比3.5％（単純計算で年間20兆円）に引き上げるよう求めています。軍事費（防衛費）を削減すべきと考える場合は○を、現在よりも増額すべきと考える場合は×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | × | ○ | ○ |

（４）学術研究は、人類普遍の平和と福祉の向上に貢献することを目的とし、その成果は広く公開されることが原則です。また、大学も同じ目的を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負っています。これに対し、軍事研究は目的が異なること、その成果が秘密にされることなど、本来の学術研究、大学のあり方とは相容れないものと考えます。軍事研究に大学が関わっていくことについて、反対であれば○を、賛成であれば×をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 共産 | 国民 | 立民 | 自民 | れいわ | 社民 |
| 回答 | ○ | － | ○ | － | ○ | ○ |

以上